

中規模非住宅建築物に係る 省エネ基準の引上げについて

中規模非住宅に係る省エネ基準の引上げ

発出元 → 発出先

作成日_作成担当課_用途_保存期間

○省エネ基準適合が義務付けられている建築物のうち、中規模の非住宅建築物について、2026 年 4 月から基準が引上げられる。

- 対象規模 中規模非住宅建築物(300 m²以上 2000 m²未満)
- 適用開始 2026 年 4 月 1 日以降に省エネ適判を申請する建築物
- 引上げ後の基準 建物用途ごとに基準値が異なるのでご注意ください(引上げ後の基準は大規模非住宅建築物と同じ水準です。)

現行 (2025年度時点)の水準			2026年度 の水準 (赤字部分)			遅くとも 2030年度 までに目指す水準 (エネルギー基本計画等)		
用途・規模		一次エネ (BEI) の水準	用途・規模		一次エネ (BEI) の水準	用途・規模		一次エネ (BEI) の水準
大規模 (2,000m ² 以上)	工場等	0.75 ^{※1}	大規模 ^{※3} (2,000m ² 以上)	工場等	0.75 ^{※1}	大規模 (2,000m ² 以上)	事務所等、学校等、工事等	0.60 ^{※2}
	事務所等 学校等	0.80 ^{※1}		事務所等 学校等	0.80 ^{※1}		病院等、集会所等、 ホテル等、百貨店等 飲食店等	0.70 ^{※2}
	ホテル等 百貨店等			ホテル等 百貨店等		中規模 (300m ² 以上 2,000m ² 未満)	事務所等、学校等、工事等	0.60 ^{※2}
	病院等 飲食店等 集会所等	0.85 ^{※1}		病院等 飲食店等 集会所等	0.85 ^{※1}		病院等、集会所等、ホテル等 百貨店等、飲食店等	0.70 ^{※2}
中規模 (300m ² 以上 2,000m ² 未満)		1.00 ^{※1}	中規模 (300m ² 以上 2,000m ² 未満)			小規模 (300m ² 未満)		0.80 ^{※2}
	工場等	0.75 ^{※1}		工場等	0.75 ^{※1}			
	事務所等 学校等	0.80 ^{※1}		事務所等 学校等	0.80 ^{※1}			
	ホテル等 百貨店等			ホテル等 百貨店等				
小規模 (300m ² 未満)		1.00 ^{※1}	小規模 (300m ² 未満)		1.00 ^{※1}			

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。
※2 コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。
※3 増改築については、改正法の全面施工以降(R7.4～)、増改築部分の面積の規模に応じて該当する規模の水準を使用。

中規模非住宅の基準引上げに伴う新旧基準の適用時点について

- 中規模非住宅の基準の見直しに伴い、新基準適用時点の扱いは以下の通りとする。
- ・施行日(2026年4月1日)以降に、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して建築物エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)を申請する建築物について、新基準を適用する。(ケース①)
 - ・施行日前に申請を行った場合は、改正前の基準を適用する。(ケース②)
 - ・当該計画に関する変更申請の場合も、改正前の基準を適用する。(ケース③)

